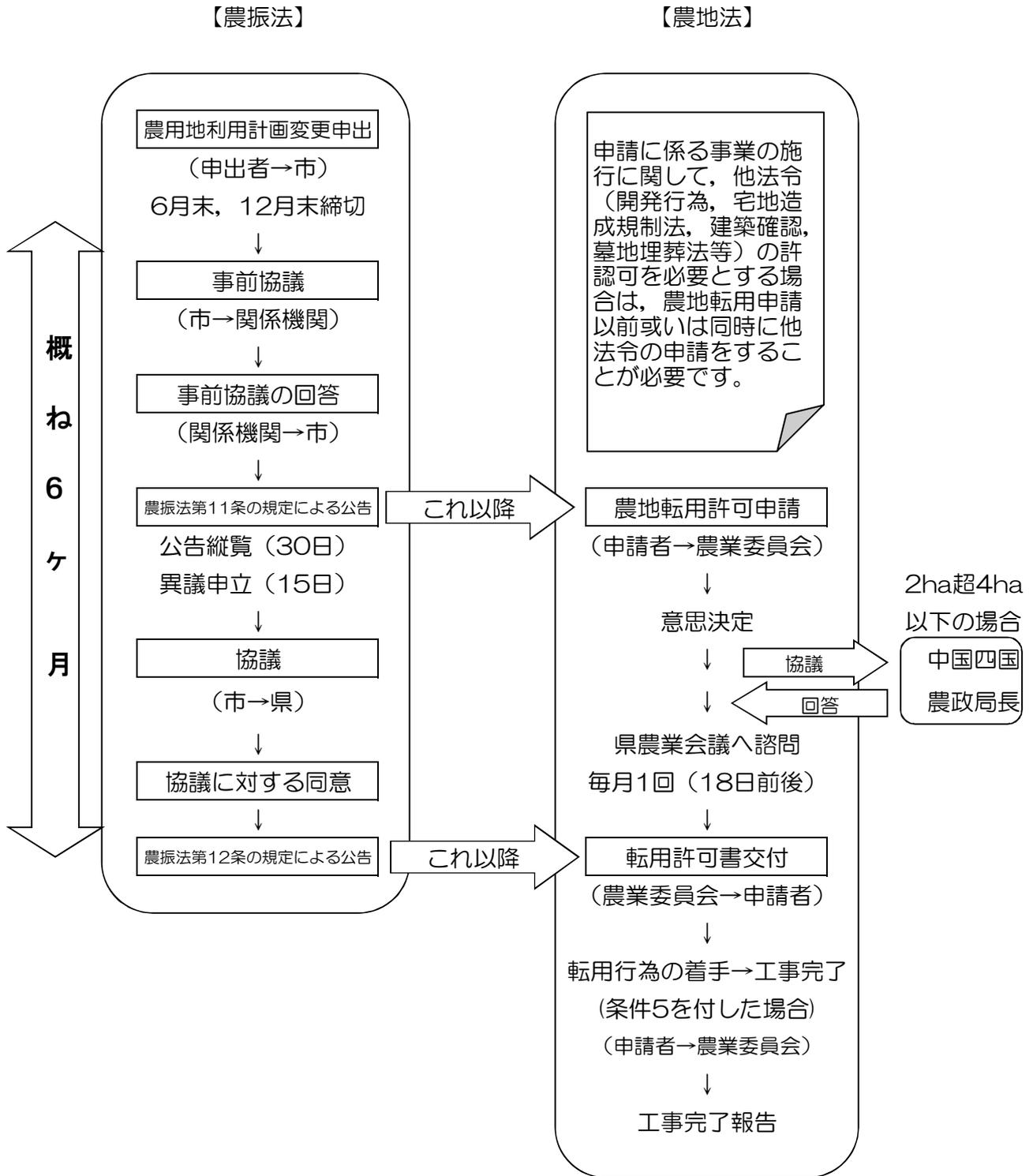


申請手続きの流れ（農振法と農地法の関係）



農振除外とは

農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた区域であることから、その区域内にある土地の農業以外の目的(住宅、商業施設、駐車場、資材置場等)への転用は、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法によって、厳しく制限されています。しかし、社会的、経済的な事情等やむを得ず農業以外の用途へ利用する必要がある場合は、農用地区域を定めている市の農業振興地域整備計画を変更して、その土地を農用地区域から除外することができます。このような整備計画の変更が、いわゆる農振除外といわれているものです。

農振除外ができる場合

農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた区域であることから、農振除外により、他の土地の農業上の利用に支障が生じたり、農業施策の実施の妨げにならないよう、法律によって、農振除外ができる場合が限定されています。

それは、次の要件を全て満たしている場合に限られます。

【農用地等以外の用途に供するために除外する場合、満たさなければいけない5要件】

- ①農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- ②農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ⑤土地改良事業等完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること。

農振除外申出書の締切は6月30日と12月28日です(1月～6月分、7月～12月分)。また、農振除外の手続きには概ね6ヶ月以上の期間が必要となります。

農用地利用計画は、農業振興地域整備計画の根幹となるものですから、農用地利用計画の変更(農振除外申出)は、上記の5要件のすべてを満たし、除外後に転用されることが確実と見込まれるときのみできます。

したがって、申し出をしたからといって、必ず農振除外されるわけではありません。

農用地等について農振除外等の手続きを希望される場合には、まずは産業部農政課と農業委員会事務局への事前相談をお願いします。また、事前相談後、書類が整い締め切りまでに提出があった申出書に限り、受付けをします。

※申出いただいた案件について、農用地区域の除外要件に該当しない場合や農業振興上影響のある場合、協議・調整が整っていないことが判明した場合は、受付けをしない場合があります。